

消費者委員会新開発食品調査部会
(第10回)
議事録

内閣府消費者委員会事務局

消費者委員会新開発食品調査部会（第10回） 議事次第

1. 日時 平成24年9月28日（金） 15:00～16:40

2. 場所 消費者委員会大会議室1

3. 出席者

（委員）

石綿委員、大野委員、川戸委員、久代委員、栗山委員、清水委員、田島委員、
手島委員、寺本委員、徳留委員、戸部委員、山崎委員、山田委員

（説明者）

消費者庁 食品表示課

（事務局）

原事務局長、小田審議官、新開発食品担当

4. 議事

（1）開 会

（2）新開発食品調査部会議事録公表基準について

（3）特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

（4）特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可）

（5）閉 会

《 1. 開会 》

○原事務局長 それでは、皆様おそろいになりましたので、始めさせていただきたいと思
います。

本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから、
「消費者委員会新開発食品調査部会（第10回）」の会合を開催いたします。

本日は、中村委員が御欠席との御連絡をいただいておりますけれども、過半数に達して
おり、本日の部会が成立いたしますことを御報告いたします。

参考人といたしまして、独立行政法人国立健康・栄養研究所から、食品栄養・表示研究
室長の山内先生に御出席いただいております。

議事に入ります前に、新開発食品調査部会の委員に御就任されました山崎壮委員が御出
席されておりますので、御紹介いたします。

それでは、一言、御挨拶をお願いします。

○山崎委員 実践女子大学の食生活科学科の山崎壮と申します。今回より部会でお世話に
なりますので、どうぞよろしく願いいたします。

3月まで国立医薬品食品衛生研究所にいましたが、4月から大学に移りましたので、
またどうぞよろしく願いいたします。特保とのつき合いは、厚労省のときから調査会の
委員をさせていただいており、もう10年くらいになります。いつの間にかそんなになっ
てしまったのかなと思いますが、私でも何かお役に立てることがあれば、できるだけさせ
ていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○原事務局長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

なお、田中平三委員は、御本人のお申出により御退任されましたことを御報告いたしま
す。

議事に入る前に、参考資料の2、3、それから、新聞記事、参考になるものをおつけし
ておりますので、御紹介したいと思います。

特定非営利活動法人の日本消費者連盟から委員長宛ての要請文と要請書を、参考資料2
及び3として本日配付してございます。要請文は、日本で販売されておりますコーラ等に
添加されているカラメル色素に含まれている4-メチルイミダゾールの含有量の調査、成分
変更を求める内容です。

要請書は、特保として指定されているキリンメッツコーラの再審査表示記載許可の取消
及び注意喚起を求める趣旨でございます。委員会の委員長宛てにいただきましたけれども、
実際にはこちらでも審議をお願いしておりますので、参考ということで配付させていた
きました。

それから、再度の確認で大変恐縮ですけれども、情報管理の徹底について委員の方にお
願いしたいと思います。本日、資料4として配付しておりますけれども、新開発食品調査
部会設置・運営規程第6条第2項に基づき、会議を公開とした場合、個別品目の審査内容

が許可申請を行っている事業者の権利または利益を侵害するおそれがあるため、当調査会
は非公開としております。本日配付します資料や審議内容には、申請商品の商品名、成分
名など公開を前提としていない情報が含まれておりますから、改めて、さらなる情報管理
の徹底をお願いしたいと思います。

それでは、議事に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料ですが、議事次第、資料1といたしまして、「新開発食品調査部会報告書
(案)」。

資料2として、「答申書(案)」。

資料3として、「報告案件一覧表」。

資料4として、「新開発食品調査部会設置・運営規程」。

資料5として、後ほど御説明いたしますけれども、「新開発食品調査部会議事録公表基
準について(案)」。

参考資料として、「特定保健用食品一覧表」の9月25日現在ということでの最新版。

参考資料2、3については先ほど御紹介いたしましたので、省かせていただきます。

後ろのテーブルに、審査申請書などの審議資料を御用意しておりますので、審議の途中、
適宜ごらんいただければと思います。

それでは、田島部会長、議事進行をどうぞよろしく願いいたします。

《2. 新開発食品調査部会議事録公表基準について》

○田島部会長 それでは、議事次第の2になります。

議事録の公表に当たりまして、今までは申請者の意向等を踏まえ、その都度勘案し公開
しておりました。消費者委員会での新開発食品調査部会の審議が4年目に入り、改めて審
議内容を公開する観点に立ちまして、議事録等の公開のルールを定めておく必要があるか
と存じます。

事務局から資料が用意されておりますので、御説明の方をよろしく願いいたします。

○事務局 資料5をごらんください。議事録等の公開については非公開項目が明確に定め
られていないところですが、新たに申請者から、企業秘密に該当するものについて具体的
に項目を定めること等を目的として、新たに公表基準の案を作成させていただきました。

主な内容としましては、今まで伏せ字で公開しているものにつきまして、明確に非公開
項目として規定させていただいたということと、「3. 公開の適用」ということで、「部
会の開催日を基準として3年後に公開する」というところが大きなポイントとなっております。

委員等の議事録の確認ですけれども、確認の際におきましても、上記の非公開項目及び

非公開項目の取扱いについて、取扱いの方法を準用させていただくということで、議事録の確認も伏せ字にした形での資料を御提供する形とさせていただきたいと思えます。

以上、基準について御提示させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○田島部会長 ありがとうございます。

ただいまの公開の基準につきまして、事務局からの御提案でございますが、御意見、御質問等ございますでしょうか。

公開に当たりましては、委員等に確認いたしますが、6ポツにあるとおり、委員等の議事録の確認のときにおきましても非公開の部分は非公開になっている。ですから、正直言って非常に読みにくいです。自分が一体どこを発言したかというのがわかりにくいので、御発言をたどっていただいて御確認させていただきたいということでございます。

大野委員、どうぞ。

○大野委員 非公開項目の中に1～13までリストアップされていますけれども、原則として、それすべて3年後に公開するということですか。医薬品などですと、企業の財産であるとして、公開されないようなものまで入っていると思えますが。

○田島部会長 3ポツに公開の適用というところがございまして、「3年後に公開する。但し、部会長が非公開とすることを必要と認めた場合は公開しないものとする」ということがありますので、部会長が必要と認めたところは非公開のままです。

○大野委員 11番のこの中のどこまで含まれるのかわかりませんが、例えば毒性試験の報告とか、有効性試験の個別の報告書とか、そういうのもここに含まれるような気がします。それは原則として公開しないということで、少なくとも医薬品や農薬の方は対応していると思えますけれども、それを、こちらは原則として公開するということになっていますね。一つひとつ座長が手続しなくてはいけないというのは、何かちょっと変な感じがしますけれども。

○田島部会長 事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 こちらの公開基準の上位規定が会議運営要領という形ですけれども、この運営要領の方がこの会議は原則として公開となっております。その整合性を保つために、こういう形で様式を整えさせていただいたという形になります。

○大野委員 私は、公開していただくと非常にありがたい。将来の毒性研究とか、有効性研究というのは非常に役に立つのですが、少なくとも医薬品の場合には、20年近く前に、企業からの反対で公開しないことになったのです。それまでは全部公開されていて、非常に有益だったのですけれども、それは、欧米はみんなそうだということでそれに従ったと思っています。場合によっては、企業の方から圧力がかかるかもしれないということを頭に入れておいていただければありがたいと思えます。

○事務局 その点につきましても、先ほど田島部会長が申しあげましたように、必要と認めない場合については公開しないということですので、その点は注意して取り扱っていきたいと思えます。

それから、議事録の確認に際してですけれども、委員の御発言につきましては、どなたが御発言したかということは、色を変えるとか、わかりやすい方法で、なるべく御負担にならないような工夫をさせていただきますので、その点は御理解をいただければと思います。

○田島部会長 栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 医薬品では公開されないということですが、医薬品というのは医師という専門家が間に入って人の口に入るものですが、この場合は、直接購入する人間が判断するものなので、自ずから位置づけは違うとっていて、公開されることが適切だと思います。意見だけです。

○大野委員 それは国と企業の間で契約みたいなものだと思うのです。最初から公開を前提にしてもらったのでしたら、こちらの意思でどんどんやってもいいと思いますけれども、会議のための資料、審議のための資料だということでしたら、取扱いに慎重にならないとまずいことになる可能性があるわけです。うちなんかだと、企業から、例えば化学物質の安全性評価の資料とか、そういうのを随分いただいていますけれども、それは審議のためにしか使わない。ほかの研究にも使えないので非常に不便ですけれども、一応そういう契約でいただいているので、慎重にやっています。

○田島部会長 基本的な考えとして、こういう委員会あるいは部会に提出される資料というのは研究発表資料ではありませんので、非公開にしたいというのが、事業者、企業からの御希望だと思います。それを尊重する形での公開制度ということは基本の基本だと思っております。それに従ってこの公開基準をつくったというふうに理解しております。

どうぞ。

○山田委員 公開の方法で、これは確認ですが、ホームページに掲載するということですが、大量の文章をホームページに載せると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局 ホームページに載せるのは議事録だけです。資料等は対象外です。

それから、先ほど大野委員がおっしゃいました件、企業がこれは公開しないということをおっしゃって提出された資料は、ある種契約だという御趣旨ですので、お配りしています資料の最初に、企業に議事録公開について聞くことにしています。例えば、ここで3年後の公開も困るというものがあれば、要は全く非公開ということをおっしゃって出しますというものがあれば、それは明記しておいていただければ、3年後に部会長に改めて相談をするときに参考になるのではないかと。そんな工夫もしてみたいと思います。

○大野委員 よろしくお願ひします。

○田島部会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、資料5の公開基準について、日付が空欄でございますが、9月28日と入れて、消費者委員会新開発食品調査部会決定にさせていただきます。

《 3. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

○田島部会長 それでは、審議を行いたいと思います。

議題の3でございますが、継続審議品目でございます。キッコーマン食品株式会社の「まめちから 大豆ペプチドしょうゆ」についてでございます。

申合せに基づきまして、申請資料に対する委員の関与について事前に確認させていただいたところ、第9回調査部会と同様に、清水委員は、意見を述べることはできますが、議決には加わらないということで御了承ください。

では、今回提出された指摘事項に対する回答について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 前回の指摘事項につきましては、当該申請品が特定の利用者によりのみ使用できる形態になるように見直しをされたいということで、御指摘をしているところでございます。申請者の方から、商品形態としましては、後ろに試供品を御用意させていただきましたけれども、小袋入の形態に変更しております。それから、1日の摂取目安量である8mlと4mlの2種類を用意しております。

御報告は以上です。

○田島部会長 前回の指摘で、大瓶に入ったしょうゆですと、当人といいですか、飲用すべき者以外の者も使用するので適切ではない。個人用として小袋タイプのようなことが一つあるのではないかとというふうに見直しをされたい、こういうことを指摘事項として当部会が出したところ、キッコーマン株式会社から、見本のとおりに、4mlと8mlの2種類を用意した、そういうことでございます。

御意見等、よろしくお願ひいたします。

○戸部委員 今回提出されたものもいいとか悪いという話ではなく、今後、表示の項目を検討するときに考えた方がいいのではないかと思ったのは、ここの名称等が書いてある面です。摂取上の注意が書いてある面と言った方がいいのでしょうか。前回の議論とかいろいろ考えてみると、摂取上の注意というところが少し読みにくいので、もう少し工夫があって読みやすくなればいいなと思います。一方、上の「しょうゆの原料の大豆は遺伝子組換えではありません」というのは、通常のおしょうゆには書いてあったりします。この文言と下の注意表示とどちらが大事かといったら、注意の方が大事なのではないかと思うので、注意の方が大きい字の方がいいのではないか。今後、こういったところのバランスについても議論した方がいいと思いました。

○田島部会長 確かに小さい字で、私などはなかなか読めないですね。

そのほか、ございますでしょうか。

○寺本委員 この前も議論になったと思いますけれども、基本的にしょうゆというものは、久代委員がいつもおっしゃっているように、血圧が高い方はできるだけ避けようという概

念とちょうど逆になるような話です。置きかえて使うということで今回こうなったので、それはそれで、実際に使わなければいけない人がその分だけ使うという概念上ではいいのではないかという気がするので、いいのかなと思いますけれども、おっしゃったように、摂取上の注意の中で、2番目に書いてある、血圧の高めの方の食事では何が大切かということが最も大切なことであって、本来、食生活は主食、主菜、副菜を基本にというのと全く同じことであって、血圧の高い方はやはり減塩が重要だという文言がもっと大きく出てこないとおかしいと思うのです。その上で、そういう方の場合には必要なんだというかなり強調した言い方をしてくれないと、かなり危険な発想になって、これを飲めば血圧が下がるようなイメージを与える。私は今の特保の風潮を見ていて、どんどん拡大解釈されていろいろなものに使われていくという傾向があるので、その辺は少し考えていただかないと歯止めがきかなくなるのではないかという気がいたします。

○田島部会長 山崎委員。

○山崎委員 私も寺本委員と似たような意見を持ってしまして、表示の一番大きいところの右側に「目安量を守って食塩摂取量が多くならないようご注意ください」というのですが、むしろ「目安量を守って」というのは要らないと思うのです。とにかく食塩摂取量が多くならないようご注意くださいというのが大事なのであって、個人的に言うと、「1日8ml目安に」というものも消したいぐらいです。できるだけ少ない方がいい。ですから、「目安量を守って」というところを削除して、「食塩摂取量が多くならないよう御注意ください」という文にするか、あるいは、寺本委員がおっしゃったような文をこっちを書くとか、何らかの工夫をすればいいのかなと。

もう一点は、小袋になったことによって、しょうゆを使った量が使う人にわかるわけですね。それもある意味、いい点になったのだらうと思うので、そういう意味では改善されるのではないかと思います。

○田島部会長 どうぞ。

○久代委員 この食品のジレンマだと思いますが、効果が確認されているのは1日8ml摂取した場合です。例えば1日4mlでもいい日にも、8mlを飲まないとその食品としての効果は期待できないとなると、高血圧学会などが進めている減塩キャンペーンとどういうふうに整合性をとるのでしょうか。一方で摂取量は控えるように勧める立場があり、摂取量を控えると効果は期待できないかも知れないとの整合性をどうするのかは、この食品については問題になると思います。

○田島部会長 まさに先生のおっしゃるとおりですね。8mlとらなければ血圧の安定効果は期待できない。けれども、8ml摂取してしまうと、それだけで塩分をかなりとってしまう。ほかの食品からの減塩を勧めただけであればいいですけれども、そういうことを注意書きで書きたいような感じも個人的にはします。

ほかの先生方の御意見はどうでしょうか。

○栗山委員 先生方の御心配というか、塩分が入っている食べ物というのはこれだけでは

ないわけですね。だから、本当にこれを読んでいると、済みません、どう表現していいのかわからないのですが、ちょっと不思議な気になります。

○田島部会長 ジレンマですね。ペプチドしょうゆは、普通のしょうゆに比べれば血圧安定効果があるのは確かだけれども、しょうゆというのは塩分含量が多いので、できるだけ使用量は減らしてほしいというふうに指導しているのも事実で、まさにジレンマ。それが表示から伝わればいいのですけれども、そこまで読まないといえますか、なかなか伝えにくい。

ほかに御意見ございますか。

山崎委員、どうぞ。

○山崎委員 いろいろな問題がありますが、特保の有効性を見るためにどうしても臨床試験を行う。臨床試験を行うデザインとして、毎日摂取をするという形をとっていますけれども、一般的な食品は、毎日繰り返し12週間摂取するというのは理想であって、これはなかなか難しい。それが現実だと思うのです。これはあくまで、普通のしょうゆよりはベターでしょうということで選ぶものであって、臨床試験と同じように毎日摂取することを期待するものではないように思います。これはこの商品に限らず、どの商品でも全部そうだと思うのですが、それでも普通の食品を食べるときと同じように、例えばジャンクフードを頻繁に食べるよりはバランスのいい食事をとる方が、20年、30年たったら効果はきちんと出る。そういうスパンで見た場合、こういう商品も、毎日の頻度ではなく、あるいは1回の摂取量が8mlより少なくても、通常の食塩の多いもの、あるいはペプチドの入っていないものを摂取するよりは、利用する人にとってメリットがあれば、それは使っていいだろうと思うのです。

もう一点は、田島部会長がおっしゃったように、表示でいろいろと書ければいいのですけれども、いわゆる特保の使い方という一般的な考え方がまだまだ皆さんに普及していない。それをこの表示の中に全部書き込むのは土台無理なので、その部分は消費者庁が一生懸命頑張っていていただいて啓蒙活動をしていただくことによって、徐々に普及させていくしかないのではないかというふうに私は思っています。

○久代委員 指導の現場で例えば、栄養士さんが高血圧の方に、しょうゆをジャブジャブかけることは控えましょうと指導したくても、指導を受ける方が本食品を提示して、「これは8CC使わないと効果がないから、この量を使った方がいいのではないかと」言ったときに、どう答えたらいいかということになります。これがもし、6ml、4ml だったときには、関与成分はこれだけ含まれていないと降圧効果は確認されていないわけです。もし本食品の摂取量を控えると関与成分の量も減るので、効果が期待できない、あるいは逆の効果が出る可能性も否定できません。本食品のヘルスクレームに期待して購買する人は、目安となっている摂取量を遵守しようとすると思いますので、現場の栄養士さんは困るのではないのでしょうか。

○田島部会長 清水委員。

○清水委員 食品の方の立場から言うと、我々が食事をするというのは単に健康向上のためだけではなく、やはりおいしいものを食べたいということがあると思うのです。そのおいしさの中で、塩味というのは完全に除去することは不可能であって、我々は、ある程度の塩味、塩辛さというのがおいしいと思って食事をとっているということがある。特に健康にいいと言われている和食の場合には、しょうゆが根本的な調味料ということで使われるもので、おいしい食生活をずっと続ける上では、1日に一定量の食塩をとらざるを得ないという状況はあるかなと思います。そのときに、従来のしょうゆを使うよりはこういうしょうゆがあれば、それはそれで消費者に対してメリットがあるというのが多分開発側の考え方で、それは理解できるのではないかと。

それから、毎日とらなくてはいけないということに関しては、むしろこれはまさに毎日とる食事になるので、効果はそれなりに期待できるのではないかと私は思います。塩分をきちんと抑えなくてはいけない高血圧の治療を受けている方とか、かなり境界域を超えている方にとっては、これはそれほど望ましいかどうかわからない。そのために医師への相談ということが注意喚起事項に書いてあるということなので、ぎりぎりそういうことを考えると、こういうところの存在意義はあるのではないかなと私は思います。

○田島部会長 従来のしょうゆに置きかえることでメリットはあるのではないかと、そういう御意見でございます。

ほかにございますでしょうか。

○手島委員 寺本委員が話されたように、血圧が高めの方の食事は減塩が基本ですということが強調される形がとれば、その方の場合には、1日食塩幾らぐらいまで摂取しているということは頭にあって、その中でこれを使ってもらおうというふうなことがあれば、使うことが可能なかなというふうに思います。

○田島部会長 川戸委員。

○川戸委員 私もやはり清水委員たちがおっしゃったように、注意書きというのが一番大事であって、これを書くときに、これを転換してもっと大きな字で上にやって、原材料、名称、そのほかは下にやるぐらいの形で、ここの摂取時の注意をもう少し大きく書いた方がいいと思います。

もう一つ、半分の4mlというのは大きさが違うふうになるのでしょうか。どこにも、大きくこれは8mlと書いていないのです。ここの一番小さいところに内容量8mlと書いてありますけれども、4mlの場合は小さいあれになるのですか。間違えることはないのでしょうか。

○田島部会長 1枚あって、1枚が8ml量で、2枚が4ml。

○川戸委員 そういうのはよく間違えるので。これが小さいんですかね。

○田島部会長 薄くなって半量になる。大きさは余り変わらない。

○川戸委員 8mlと4mlと、大きく書いておいた方がいいのではないかと気がします。

○田島部会長 どうぞ、山田委員。

○山田委員 私も皆様と同じような意見ですけれども、特定保健用食品というのは、あるもの、何とかの成分を加えるということでのクレームを言うものですね。あるものがない食品、レス食品というものには特定保健用食品はなじまないというか、それで来ていますので、しょうゆということ自体で食塩ということを考えれば、レス食品の方がベターではあるだろう。特別用途食品というのもありましたけれども、スーパーで買えるようにということで、低カロリーであったりと変えてきたという経緯もあります。ですから私としては、表面に四角で囲って、目安量を守って食塩摂取量が多くなならないよう御注意くださいということの代わりに、摂取量の注意の2番目に、「血压が高めの方」といった箇所を置きかえるぐらいのことは行ってもいいのではないかと考えます。

これは虫歯の話にしても共通だと思います。砂糖が入っていないものが本来的には虫歯にはいいのですが、砂糖が全然入っていないのであれば、虫歯になりにくいという表現は、それだけではできませんので、糖アルコールとかそういったものを加えて特定保健用食品と。だから、試験の在り方もほかの特定保健用食品とはかなり異なるだろうと私は考えます。ジレンマではあることは確かですけれども、一般の消費者の方が間違えにくいことに努力すべきだろうと考えております。

○田島部会長 ありがとうございます。

さまざまな御意見が出ましたが、結論的には、このままの形で申請品を承認するわけにはなかなかいかないのではないかと。委員の先生からさまざま出た疑問点をもう一度事業者につけて、事業者の方で何か改善すべき点が表示の上であるのかないのか。それをもう一度聞いて、それでまた判断しよう。つまり、継続審議という形で今回は取りまとめたのでございますが、よろしゅうございますか。

久代委員、どうぞ。

○久代委員 一般的には摂取を少なくする方が好ましいとされている食品について、ある関与成分を加え、一定量を毎日、長期間摂取すれば好ましい効果が期待できるような食品が特保として適切なのか慎重に討議すべきです。この課題については、事業者に投げかけても納得できる回答を得ることは難しい気がしますので、このような会議の場で、検討する方がよいと思います。

○田島部会長 事業者に聞く傍ら、できれば、まだ決まったわけではございませんので、言い方は気をつけなければいけませんけれども、消費者委員会で一度議論をしていただいたらいいのではないかと私は考えております。まだ委員長に御判断を仰がなければいけないのですけれども、継続審議をして、時間かせぎといいますか、その合間に親委員会で議論ができればいいのではないかと。そうしないと、なかなか決着がつかないのではないかと。そういう意味で継続審議ということをお諮りしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

どうぞ。

○寺本委員 そのこととは関係のない話で、今、ちょっとお話が出たのですが、特保とい

うものに関しての啓発ということがすごく重要だと、こう言っている、省庁としてもなかなかできないというか、恐らく国民もそこに対してなかなかついてこれない。そういう番組を見るとか、そういうチラシが入っても、見るのが余りないのではないかと思います。ですから、特保の宣伝をするときには必ず最初に一言、そういうことを常に入れるという文言を考えていただいて、それをしてからでなければコマーシャルできないぐらいの規制をかけないと、恐らくこれは今後、かなり大きな問題になっていくのではないかと。コーラのときもそうだったと思いますけれども、基本的には健康のために我々は考えているということを常に言わないと、一回か二回そういう啓発活動をして、国民にはなじまないのではないかとと思うので、そういう仕組みを考えないといけないのではないかと気がします。

○田島部会長 実は今、消費者委員会で、健康食品の表示の在り方について議論しております。特定保健用食品、いわゆる健康食品も含めて、健康食品の表示の在り方が今のままでいいのかどうかということを議論しております。その中に特保の広告宣伝の在り方についても、当然、議論が入ってくると思っておりますので、何らかの回答ができるのではないかと考えております。

栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 私は、寺本委員の意見と一緒に申し上げようとしたところですが、部分的な啓発を読んでいくよりも、並列して宣伝と一緒に伝えていくことの方がより効果的であると思います。ただ、御検討いただけるということで。

○田島部会長 ほかにございますか。

○石綿委員 山田委員は御存じかと思いますが、栄養研でやっている NR という制度は、本来、特保や何かを消費される人を指導するような資格だったと思いますが、今の啓発という点で NR は活発に動いているのでしょうか。

○山田委員 これは徳留委員の方がより詳しいとは思いますが、私が知る範囲では、アドバイザースタッフというのは大変重要である、これはすべて変わらないと思います。その方々が増えて、一般の消費者にこのような状況をインフォームドすることについては進んでいると思います。

ただ、幾つかの組織の統廃合というか、そういうことも、これは厚労省の方からでしょうか、意見が出ているということで、現在、その再編をめぐって変わりつつあるということは知っていますが、どのように具体的にかかわっていくかというのは、私自身、今は細かくは知りません。

○石綿委員 どうもありがとうございました。徳留委員、失礼いたしました。

○徳留委員 今、山田委員が御指摘になった点につきまして若干補足します。NR は管理栄養士・栄養士、薬剤師などが取得する資格であり、独立行政法人国立健康・栄養研究所が認定しているものです。栄養情報担当者あるいはアドバイザースタッフとして活躍し、国民に貢献しています。先ほど御発言になった山崎委員もそれに関与されていたのですが、

実は、2009年に厚労省の事業仕分けがありまして、独法が、いわゆるマル合、マル適資格を出すのはいかなものかという御指摘があり、結局、国立健康・栄養研究所としてはその事業を手放さざるを得なくなりました。

現在の状況を申し上げますと、臨床栄養協会が認定しているサプリメントアドバイザーと統合いたしまして、NR・サプリメントアドバイザーという資格に移行することになりました。それ以外に健康食品管理士協会、健康食品栄養協会が認定している資格もあります。中立、公正、科学的な栄養情報を提供するアドバイザースタッフはその4つだと思います。それ以外に企業等がやっているものもありますけれども、プロパガンダあるいは宣伝に走ることがありますので、そういう意味では中立性、公正性、科学性に欠けることがあります。

以上、まとめますと、NRは国民の健康を守るために、中立、公正、科学的な情報を提供するというシステムであり、大変いい資格だと思っております。しかし、厚労省の事業仕分けがありまして、私どもの研究所からは手放すことになりました。先ほど申し上げましたとおり、NR・サプリメントアドバイザーという形で今後とも活躍を続けることになっております。

○田島部会長 栗山委員。

○栗山委員 皆様がそれぞれの場所で国民の健康を守るための情報提供の仕事をしていらっしゃるということは、そうなんだと思います。ただ、そういう方たちに私たちが声をかけられたことがあるか、あるいは、そういう方たちの名前で何か情報提供がされたことがあるか。我々購買する人間がその方々から情報をいただいたことがあるかといったら、ありません。私は一度もありません。不勉強と言われればそれだけかもしれませんが、NRという制度があったこと、それがなくなったことも消費者である我々は存じ上げません。

ですから、なおさらそういう方を育成し、聞こうと思ったときにそれを提供していただけることはすごく大事だと思いますが、それよりも、売らんかなというときに、やはり一緒にきちんとした情報が受け取れる、提供するということが大事だと思います。先ほど寺本委員がおっしゃってくださったように、PRするときとか、たばこの宣伝がなくなったこととか、見習うべきいろいろな制度はあると思います。皆様の御尽力をどうこう言うつもりは毛頭ございませんが、買う側にとって、より多くの国民に平等に情報が行き渡るためには、ほかの方法もやはり考えていくことがあっていいと思っております。

○徳留委員 関連でよろしいでしょうか。NRに関して申し上げますと、薬局とか、健康食品を売っているショップなどで活躍しております。私どもは、アドバイザースタッフが国民に周知されているのかどうかということも調べました。NR、サプリメントアドバイザー、健康食品管理士などは、ある程度、国民に認知されておりますけれども、広く浸透しているかどうかという点、必ずしもそうではないところがありました。そういう意味で私どもは反省をしております。

ですから、栄養情報担当者 NR などのアドバイザースタッフの活躍、貢献に関して、マ

スコミあるいは NGO・NPO、もちろん、政府関係から、適切な情報を積極的に国民へ周知する、あるいは啓発するという活動をもっと行う必要があるのではないかと思います。ありがとうございました。

○田島部会長 よろしゅうございますか。

それでは、先ほどお諮りしたとおり、本件につきましては継続審議というふうにさせていただきます。

用意いたしました資料 2、資料 3、報告書案、答申書案というものは本日使いませんので、削除していただきたいと思えます。

《 4. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可） 》

○田島部会長 続いて、議事次第の 4 に移りたいと思えます。議事次第 4 は報告事項でございます。資料はお手元の 3 になります。

これは消費者庁から御説明をいただきます。よろしくお願ひします。

○食品表示課 前回の部会以降に、7 月 12 日、8 月 17 日、8 月 31 日に許可した品目がございします。その中から、規格基準型、再許可等の品目が 14 品目ありますので、報告いたしします。資料 3 をご覧ください。

まず、1 品目。申請者、常盤薬品工業株式会社。商品名は「ときわのよもぎ茶」でございます。こちらの商品は、許可番号 899 号の「よもぎ茶生活」の再許可品でございます。相違点といたしましては、申請者と商品名でございます。

2 品目。申請者、株式会社佐藤園。商品名は「緑の搾茶」でございます。こちらの商品は許可番号 1315 号「トリグリティー」の再許可品でございます。相違点は商品名でございます。

3、4 品目。申請者、大正製薬株式会社。商品名は「コレスマネージ」、「コレスサポート」でございます。こちらの商品につきましては、許可番号 552 号の「コレスケアネオ」の再許可品でございます。相違点といたしましては、申請者と商品名でございます。

5 品目、申請者、大正製薬株式会社。商品名は「カルシウムのコツ」でございます。こちらの商品は、許可番号 1325 号の「こつこつ青汁」の再許可品でございます。相違点といたしましては、申請者名と製品名でございます。

6 品目、申請者、サントリー食品インターナショナル株式会社。商品名は「黒烏龍茶オリエンタルスタイル香るジャスミン」でございます。こちらの商品は、許可番号 1199 号「黒烏龍茶 OTTP」の再許可品でございます。相違点といたしましては、商品名と風味でございます。

7 品目、申請者、カルピス株式会社。商品名は「健茶王黒豆黒茶」でございます。こちらの商品は、許可番号 1321 号「黒豆黒茶プラス」の再許可品でございます。相違点といたしましては、製品名でございます。

8 品目、申請者、株式会社市川園。商品名は「快調緑茶」でございます。こちらの商品は、ポリデキストロースを関与成分とするおなかの調子の規格基準型でございます。

9 品目、申請者、株式会社市川園。商品名は「市川園のやわらぎ緑茶」でございます。こちらの商品は、難消化性デキストリンを関与成分とする血糖値の規格基準型でございます。

10 品目、申請者、花王株式会社。商品名は「ヘルシアウォータージンジャー&レモン」でございます。こちらの商品は許可番号 1301 号「ヘルシアウォーターゆず&ジンジャー」の再許可品でございます。相違点といたしましては、商品名と風味でございます。

11 品目、申請者、花王株式会社。商品名が「ヘルシアウォータースパークリンググレープ」でございます。こちらの商品は、許可番号 1271 号「ヘルシアスパークリングクリアグレープ」の再許可品でございます。相違点といたしましては、商品名でございます。

12 品目、申請者、株式会社東洋新薬。商品名が「厳選純茶」。こちらの商品は、ポリデキストロースを関与成分とするおなかの調子の規格基準型でございます。

13 品目と 14 品番目でございます。申請者、株式会社東洋新薬。商品名は「グルコマイルド」、「からだ救済飲茶」でございます。こちらの商品は、難消化性デキストリンを関与成分とする血糖値の規格基準型でございます。

報告品目は以上でございます。

○田島部会長 ありがとうございます。

再許可品目と規格基準型の御報告です。変更点は、申請者名、商品名、風味などの変更ということでございます。

御意見等、ございますでしょうか。報告事項でございますので、よろしゅうございますね。

《 5. 閉会 》

○田島部会長 議事は以上でございます。

事務局から、議事内での連絡事項などございますでしょうか。

○原事務局長 ありがとうございます。

きょうは、1 品目だけでしたけれども、次回の会合は 12 月 19 日（水曜日）の午後 2 時からを予定しております。年末になりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からの日程の御案内は以上です。

○田島部会長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれにて閉会とさせていただきます。